

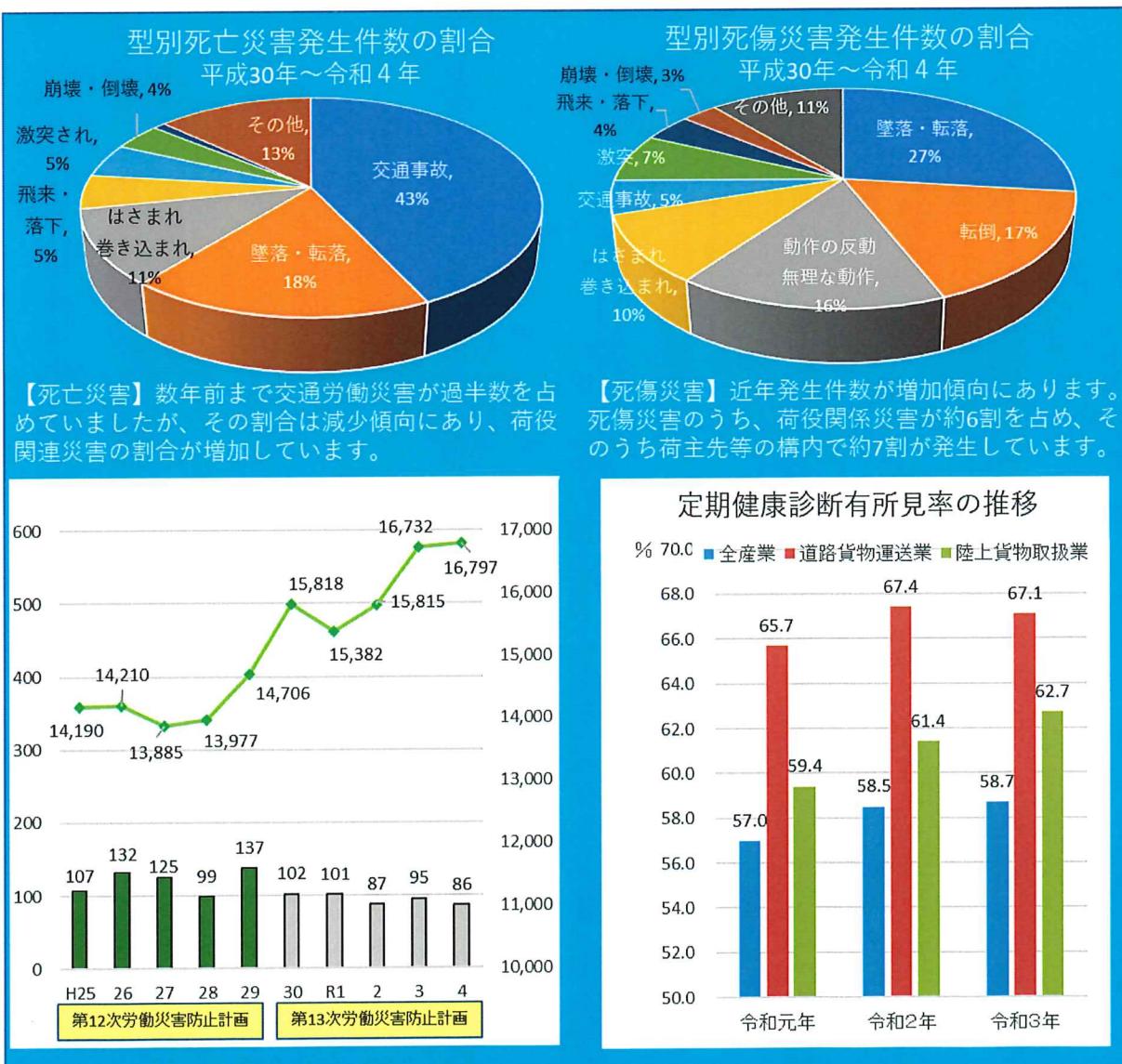
陸上貨物運送事業労働災害防止計画 (令和5年度～令和9年度)について

働く人々の安全と健康は、かけがえのないものであり、何にもまして尊重されなければなりません。陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下「陸災防」といいます。）では、国の大たな第14次労働災害防止計画（2023年度～2027年度）（以下「14次防」といいます。）

や陸運業における労働災害の発生状況等を踏まえて、新たな労働災害防止計画(案)を策定しました。この計画に基づき、陸運業で働く人々の安全と健康の確保を図るため、陸運事業者は従業員とともに「労働災害防止の重点対策」の事項に、計画的・継続的に取り組みましょう。陸災防は、その取組を関係者と一体となって支援してまいります。

なお、この計画(案)については、5月25日開催の理事会・総代会に提出し、承認を得て確定します。

労働災害発生状況、計画の目標及び重点対策は以下のとおりです。



計画期間と目標

令和5年度～令和9年度の5年間

1 陸災防の目標

- ① 墜落転落災害について、本計画期間中に前計画期間（2018年度から2022年度）中の死傷災害総件数から、5%以上の減少をめざす。
- ② 本計画期間中に前計画期間中の死亡災害総件数から5%以上の減少をめざす。
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、レベルアップのための能力向上教育を充実する。

2 國の14次防の目標

- ① 死亡災害：5%以上減少※ 死傷災害：5%以上減少※
- ② 荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を2027年までに45%以上とする。
- ③ 腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業について、発生要因をより詳細に分析し、実証的な取組を行い、効果が得られた対策を積極的に周知・普及する。

※2022年と比較した2027年までの目標

労働災害防止の重点対策

1 荷役関係災害の防止

(1)貨物自動車の荷台からの墜落・転落による災害の防止

- ① 昇降設備使用の徹底
 - ・最大積載量2トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置及び使用を徹底する。
 - ・適切な昇降設備の周知に努める。
- ② 保護帽着用の徹底
 - ・最大積載量2トン以上の貨物自動車の荷役作業に従事する労働者に、荷台に昇降する必要のない場合や昇降設備設置個所以外で荷役作業が行われない構造の荷台である場合を除き、墜落時保護用保護帽の着用を徹底する。
- ③ 作業手順書の策定等
 - ・荷台への昇降及び荷台上での作業に係る作業手順を定め、その徹底を図る。

(2)テールゲートリフター作業における災害の防止

- ① 安全衛生教育の徹底
 - ・テールゲートリフターの機能や危険性を正しく認識した上で、安全な作業方法等を身に付けるため、テールゲートリフターの使用者に対する教育を徹底する。テールゲートリフターで、ロールボックスパレットを取り扱う際の安全作業方法を周知徹底する。
- ② 保護帽着用の徹底
 - ・貨物自動車の荷台から昇降板への荷の移動及び昇降板から荷台への荷の移動作業時には、昇降板の端からの墜落・転落を防止するために、墜落時保護用保護帽の着用を徹底する。
- ③ 5つの基本チェックリストの活用
 - ・テールゲートリフター及びロールボックスパレットの使用について、「使う前の5つのチェックリスト」を活用し、災害の防止に努めるよう啓発する。

(3)フォークリフト作業における災害の防止

- ① 安全衛生教育の徹底
 - ・フォークリフト運転者の不適切な運転操作や周辺作業者が本来禁止されている行動を取ることによる災害を防止するため、定められたルールを守り、適切な行動を徹底する。
- ② フォークリフト作業に関する安全対策の徹底
 - ・フォークリフトを使用する事業者及び労働者に対し、用途外使用の禁止を徹底する。
 - ・シートベルトの着用を徹底する。

(4) 安全衛生管理体制の充実

- ・安全衛生推進者の選任を徹底する。
- ・安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。
- ・安全衛生推進者から荷役災害防止担当者を指名し、作業手順等に関する荷の積卸し場所における荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）との連絡調整を担当させる。
- ・安全衛生委員会又は安全衛生懇談会の設置及びその活性化を図る。

(5) 荷役作業の安全対策ガイドラインの周知及び履行促進

- ・荷主等に対し、荷役作業の安全対策ガイドラインを一層周知徹底する。

(6) 貨物自動車の荷台等での荷崩れによる災害の防止

- ・積付け時及び積卸し開始時に、積荷の状態の確認を徹底する。
- ・作業手順書を作成する。

(7) 貨物自動車の逸走による災害の防止

- ・降車時には、必ず逸走防止措置（「駐車ブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」）の4点セット）を実施する。
- ・停車、降車、待機について、作業手順を定める。

(8) 貨物自動車の後退時における災害の防止

- ・後方の状態確認を徹底し、周辺への第3者の立入りを制限する等、後退時のルールを定め、遵守させる。

2 健康確保対策

(1) 定期健康診断の完全実施及び事後措置の徹底

- ・定期健康診断の完全実施及びその結果に基づく、血中脂質、血圧、肝機能、血糖検査の有所見者に対する保健指導等適切な事後措置を徹底する。
- ・地域産業保健センターの利用を促進する。

(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・陸運事業者が、医師による面接指導の対象となる長時間労働者に面接指導を勧奨できるよう、制度の趣旨や必要性について、その周知に取り組む。
- ・全日本トラック協会が推進する「過労死等防止計画」に基づいた連携により、引き続き、長時間労働による「脳、心臓疾患」「精神障害」の防止を図る。
- ・改正された改善基準告示の周知に努める。

(3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ストレスチェックの実施とその結果に基づく対象者に対する適切な医師による面接指導の実施等の推進を図る。
- ・産業保健総合支援センターや「こころの耳」「あかるい職場応援団」「働き方・休み方改善ポータルサイト」などの、メンタルヘルスに関する情報入手サイトの活用に努める。

(4) 腰痛の予防

- ・「職場における腰痛予防対策指針」に基づく、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

3 その他の対策

(1) 高年齢労働者等に対する労働災害の防止

(2) 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底

(3) 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステム（RIKMS）の普及

(4) 安全衛生教育の徹底

(5) 熱中症の予防

(6) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進